

## 清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定書

高知県の温暖な気候や緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋など、豊かな自然環境と美しい景観は、次の世代へ引き継ぐ貴重な財産であり、観光客を魅了するとともに県民生活を支える産業の基盤となっています。

県や市町村、県民等、事業者及び土地所有者等その他すべての関係者が、この清潔で美しい県土がかけがえのない財産であることを深く認識し、相互に連携、協力しながら、清潔で美しい県土づくりを進め、これを次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

こうした想いをもとに、高知県は、平成19年2月に清潔で美しい高知県をつくる条例（以下「条例」という。）を制定しました。

田中石灰工業株式会社（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、条例に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、条例第3条に規定する基本理念に基づき、市町村や県民等の関係者と連携、協力して、県民等の美化意識の高揚と県土の美観の保持及び回復の促進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力して実施するものとし、実施の詳細及び実施に必要な事項については、別途協議し取り決める。

- (1) 美化活動における県民等の意識啓発に関する事項
- (2) 地域住民等と連携して行う美化活動に関する事項
- (3) ごみの減量及び再生利用に関する事項
- (4) その他、甲及び乙が合意する美化活動に関する事項

### （その他）

第3条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定する。

本協定が成立した証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 高知市五台山3983番地  
田中石灰工業株式会社  
代表取締役社長 田中 克也

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県  
高知県知事 濱田 省司